

棚田保全手法・技術の変遷
- 長野県千曲市姨捨地区の事例 -
Change of Conservation Technique for Rice Terraces
- An Investigation in Obasute Chikuma city Nagano prefecture -

内川 義行 木村 和弘
UCHIKAWA Yoshiyuki KIMURA Kazuhiro

1. はじめに

棚田保全対策として、オーナー制度に代表されるソフト型・交流策への注目度は高い。しかし、オーナー制度でも地元農家の作業支援は不可欠で¹⁾、その支援に対応したハード整備が必要であった²⁾。自力営農が困難で、外部からの支援活動に依存する対策も、地元農家の存続に繋がらないものは継続しない。その地元農家にとっての棚田保全は、近年に始まるものではなく、継承された自立的営農を基本とした地域の持続そのものである。

本報告では、長野県千曲市姨捨地区を対象に、自力営農・地域持続を基本とした地元農家による、これまでの棚田保全の取組みとその変遷から、棚田保全の手法・技術、事業を考察し、これを踏まえた今後の計画的棚田保全対策の考え方を検討した。

2. 姨捨地区における棚田保全の取組みの変遷

姨捨地区は全体面積約 25ha の棚田である。地区内は、等高線区画による圃場整備を実施した区域、区画は従来の形状で、道・水路等の部分整備を実施した区域、オーナー制度の実施を前提に復田整備を実施した区域に分けられる。以下に、各種棚田保全策が行なわれてきた経過をたどる。

(1) 農家独自の区画改変と耕作放棄地の増大 - 平成 5 (1993) 年以前 -

開田以来、農家は常に棚田を使いやすく改変してきた。「未整備水田」も開発当初の姿が維持されているわけではない。姨捨では「おさ直し」とよばれる農家独自の区画改変が行われてきた。近年でも昭和 48(1973)年に人力で 15 区画を 1 区画(15a)に、昭和 58(1983)年に重機で 12 区画を 1 区画(15a)に、など現農家の約 15%が区画合併を実施した経験をもつ³⁾。「おさ直し」は個々に自己所有地内の隣接区画等で行なわれるものに限定され、地域全体の改善とはならない。

この間、昭和 50(1975)年に更埴市(当時)の名勝指定となるが、経営的に不利な圃場条件のまま、まとまった整備も行なわれず、昭和 45(1970)年頃から耕作放棄地の発生が年々増加した。

(2) 圃場整備の実施 - 平成 5 (1993) ~ 平成 6 (1994) 年 -

急増する耕作放棄地により、地区消滅の危機感から、ついに平成 5,6(1993,1994)年、参加同意できた約 9ha で県営圃場整備事業画が実施された。周辺地域 118ha を対象とする事業の一工区として、398 区画(平均区画面積 1.4a)を 43 区画(平均区画面積 15.0a)に整備した。整備には、等高線区画の採用、進入路解消や畦畔法面への小段設置など作業性・安全性とも当時最新の技術が導入された。これらの区画では現在も耕作が継続されている。

所属：信州大学農学部 Faculty of Agriculture, Shinshu University

キーワード：棚田，棚田保全，姨捨

(3)オーナー制度導入と復田整備 - 平成7(1995)～平成8(1996)年

土地所有者の出入作や事業負担の敬遠から整備が進まず、全区画耕作放棄されていた約3haの区域について、景観保全を目的に、市が所有者から土地を借上げ、オーナー制度の導入を前提に県営ふるさと水と土保全モデル事業で復田・整備を実施した。復田に伴い、一部区画の合併、道路の新設、自動給排水装置の設置等が行なわれた。オーナー制度は今年10年目を迎え、旧来の景観が再生・保全されている。

整備は、手作業による農作業を前提としたが、実際には地元農家組織「名月会」による支援作業は機械で行なわれている。作業環境として困難な状況も確認されており、制度自体の継続へも影響が懸念される。支援農家の作業を考慮した整備が求められる²⁾。

(4)部分整備の実施 - 平成9(1997)年以後 -

上記取組み以外の区域は、耕作放棄を防止できず拡大を許してきた。姨捨地区は、国の名勝指定地のみならず周辺も景観保全地区となり全面的整備は行なわれない。しかし耕作継続農家からの「道路がなくては農業機械の導入も困難」「道路・水路だけでも整備してほしい」という強い要求から、平成9以降、県営ふるさと水と土ふれあい事業、団体営棚田地域等緊急整備事業などが実施され、道・水路等の部分的整備が継続的に行なわれている。しかし、整備効果は道・水路に接する区画のみに限定されるため、区画間の利便格差は拡大し、虫食的耕作放棄の発生は防止できていない。

3. 棚田保全手法・技術と導入事業との関係

以上の取組みの変遷をまとめると、平成6(1994)年までの姨捨地区の棚田保全は、地元農家の自力営農を基本とした地域共同による全面的整備と、個別農家による部分的整備による「耕作条件改善型整備」であった。平成7年以降、自力営農が困難な区域で、外部支援を前提としたオーナー制度が導入されるとともに、新たな「景観保全型整備」が行なわれるようになったといえる⁴⁾。棚田保全の取組みは、各種事業により行なわれる。しかし、そこで適用される手法・技術は、何らかの指標により実施されているわけではない。各地手探りで行なわれているのが現状といえる。

4. 棚田保全の意義再確認とその考え方

姨捨地区が求めるものは、圃場整備もオーナー制度も、手段は異なるが「棚田保全＝地域持続」であった。現在の棚田保全の高まりの要因は、都市的・国民的観点によるものが大きい。保全対策は、そこに暮らす人々の生活の持続に繋がるものを主体に計画・構成することが、まずは肝要である。

また、多種保全手法・技術が各地で試みられているが、適切に選択・採用・実施されるための計画技術が必要である。棚田地域の分類、保全手法・技術適用のための地区内区分技術、各手法の整備目標の明確化等の体系化が急がれる。

(引用文献)

1) 内川義行・木村和弘・山田歩：棚田オーナー制度・地元農家組織による支援の現状と課題 - 長野県更埴市姨捨地区の事例から - , H15年度農土学会大会講演要旨集 pp.810-811, 2003

2) 内川義行・木村和弘：棚田オーナー制度実施地域における作業環境 - 長野県千曲市姨捨地区の事例 - , H16年度農土学会大会講演要旨集 pp.978-979, 2004

3) 長野県更埴市：名勝「姨捨(田毎の月)」保存管理計画, 2000

4) 木村和弘：棚田の保全と整備方式, 農業土木学会誌 68(8), pp.57-62, 2000